

資料 4

農林水産業・農山漁村の潜在能力を
生かした需要と雇用の創出について

デフレ脱却等経済状況検討会議

平成 24 年 5 月 18 日

農林水産大臣提出資料

農林水産業・農山漁村の潜在能力を生かした需要と雇用の創出について

1. 地域の潜在能力

世界的な資源ひっ迫の中で、**身近な資源の可能性を地域自ら引き出す必要**

① 世界に評価される日本食

- ・ 「美味しい」「安全」「環境にやさしい」

② 豊富で充実した森林資源

- ・ 先進国第3位の森林率
- ・ 木材供給+CO₂吸収源+バイオマス資源

③ 海の子ニッポン

- ・ 世界第6位の排他的経済水域
- ・ 世界有数の良質漁場

④ 農山漁村は資源の宝庫

- ・ 再生可能エネルギー供給ポテンシャルは総供給の43%
- ・ 教育の場、余暇の場など多様な可能性

2. 地域の潜在能力を生かせば需要と雇用はまだまだ伸びる

① 成熟社会の潜在需要をつかむ

1) 高齢化社会の到来で**健康志向**が高まる

- 日本人のカロリー摂取は先進国最低。**朝食欠食の解消**や**食品の機能性**の解明で需要を伸ばす
- 食とエネルギーの**地産地消**や**美しい景観**を有する農山漁村とのふれあいで**健康でゆとりある暮らし**を
- **福祉**の場での**農作業**の活用など多様なサービスの連携が進む

2) 雇用の流動化が進む中で**農林水産業が多様な産業と融合**し、新たな知恵を生む

- 生産と加工・販売が地域で融合（**6次産業化**）
- **農地管理・農作業受託**などのサービス産業化

② 成長著しいアジア等の需要をつかむ

③ 大震災を契機とした緊急の需要をつかむ

- **マスタープラン**に基づく**被災地域の復興**を着実に進める
- 震災を踏まえた水利・漁港施設等の**耐震化**等
- 復興需要等に対応可能な**木材供給体制**を整備する

3. 「食と農林漁業の再生基本方針・行動計画」（23年10月）を5年間で集中展開

① 将来の日本農業を支える人材を確保する

- 1) **新規就農**や**法人による雇用**の促進など**多様な形態の参入**を促進
 - 2) **6次産業化**を支える人材（ボランティア・プランナー等）の育成・活用の促進
 - 3) **女性の起業**促進等を通じた女性の能力の積極的活用
- ※ 平成21年農地法改正により貸借による株式会社等一般法人の農業参入は自由化。一般法人の参入は着実に増加
- ※ 漁業への民間企業の参入は、既に進んでいるところ

② 農林水産物・農山漁村の新たな価値付けを行う

- 1) **日本食文化**のユネスコ無形文化遺産登録を平成25年に実現
- 2) **食を健康・福祉・教育・観光**など様々な領域で活用し、**地域**を活性化するための仕組みを作る（各府省政務官レベルで検討し、6月中に方向性を出す）
- 3) **輸出の回復**（23年11月戦略見直しのための検討会報告）
 - 輸入規制緩和のため政府一体となった働きかけの継続、検査証明体制の整備
 - 日本食文化の普及を含め、生産・流通・加工が連携し、**フードシステム**として海外展開
- 4) **再生可能エネルギー**の導入と農林水産業の振興を一体的に推進

③ 「カネ」の流れをよくする

- 1) 直接支払いの方式の着実な推進
- 2) 地域の多様なニーズに対応した**簡易な整備手法**の普及（既存施設の改修、けい畔除去等によるほ場の大区画化等）
- 3) 農林漁業成長産業化ファンド（国会に法案を提出中）

参考資料

1. 法人による農業経営について
2. 漁業への民間企業の参入について

一般法人による農業経営について

- 農地法改正(平成21年)により、貸借での株式会社等の一般法人による農業参入を可能とするなど、抜本的な規制緩和を実施
- 改正農地法施行後約2年で農地法改正前の約6倍のペースで一般法人が参入(新たに763法人)するなど、農地を利用して農業経営を行う法人は着実に増加

1 平成21年農地法改正による農地の権利取得規制の緩和

○貸借であれば、法人は全国どこでも自由に参入可能

【参入条件】

- ・ 貸借契約に解除条件を付す
- ・ 地域における適切な役割分担
- ・ 役員のうち1人は農業に常時従事

2 農地を利用して農業経営を行う法人数の推移

(1) 一般法人数の推移

改正農地法施行前に比べ**1年当たりの平均参入数は6倍に増加**

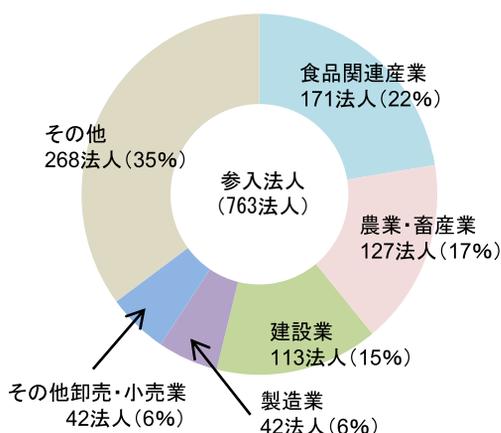
(改正農地法施行後2年で新たに763法人が参入。改正法施行前約6年半で436法人参入)

	改正農地法施行前 (H15.4~H21.12)	改正農地法施行後 (H21.12~H24.2)	増加数	増加率
参入法人数	436	763	327	175%
株式会社	250	494	244	198%
1年当たり平均参入数	67	381	314	569%

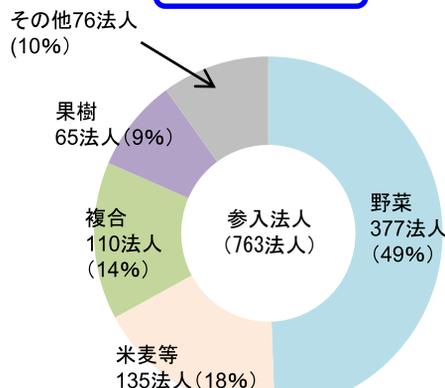
資料：農林水産省経営局調べ

(2) 参入法人の形態別・営農作物別内訳

業務形態別



営農作物別



資料：農林水産省経営局調べ(平成24年2月末現在)

漁業への民間企業の参入について

(1) 沖合・遠洋漁業(漁業生産量の54%)については、多くの漁業種類で許可数に占める**法人の割合は非常に高い**。

(※指定漁業の許可: 資源保護や政府間取決め遵守等の観点から、農林水産大臣が指定する漁業については、許可隻数を公示し、その隻数の枠内で漁業許可を行っている。)

	許可数(H24.1.1時点)			法人の割合
	(a)	うち法人(b)	うち個人	(b)/(a) %
沖合底びき網漁業	341	176	165	52
以西底びき網漁業	12	12	0	100
遠洋底びき網漁業	9	9	0	100
大中型まき網漁業	202	198	4	98
小型捕鯨業	5	5	0	100
遠洋かつお・まぐろ漁業	318	295	23	93
近海かつお・まぐろ漁業	376	191	185	51
中型さな・ます流し網漁業	44	36	8	82
北太平洋さんま漁業	159	77	82	48
日本海べにすわいがに漁業	11	10	1	91
いか釣り漁業	130	94	36	72
計	1,607	1,103	504	69

(2) 現行の漁業法上、株式会社を含め、地元外の民間企業が漁業権の免許を受けることは既に認められており、地元と調整を図った上で、実際、様々な形で養殖業等に参入。

(※漁業権: 沿岸域(通常岸から3~5kmまで)で養殖業、定置漁業等を営む権利。)

(3) 例えば、

- ① 民間企業が**直接免許を取得**し参入
- ② 地元漁業者が営む法人に民間企業が**出資**
- ③ 民間企業が地元**漁協の組合員**となって参入 など

(これらの形で参入した民間企業は、資源管理・漁業所得補償などの様々な漁業施策の対象となっている。)

地元外の民間企業の養殖業参入事例



※ なお、東日本大震災復興特区法に基づく漁業権の特例措置の適用については、関係者の意向を踏まえ宮城県で検討段階。